

現状・方向性

- 「千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を平成28年度末に策定。
- 今年度から全市的に取り組みを推進していくにあたって、教育支援や生活支援等、教育分野とこども・福祉分野等で緊密に連携することが必要であり、特に以下の2点について協議・調整を行う。

1 家庭学習を推進するための教育・福祉の連携方策

学校以外での勉強時間について支援制度利用世帯と、本市の全児童平均に大きな乖離がある。

⇒ 家庭の教育力の向上、放課後等の学習支援、生活習慣の改善等が必要

(計画における数値目標)

指標①「学校の授業以外での1日あたりの勉強時間」	支援制度の 対象児童・生徒	本市 全児童・生徒平均	平成33年度 目標
小学6年生・1時間以上(教委 家庭学習時間目安)の割合	34.5%	60.2%	本市全児童・生徒と同等に近づける
中学3年生・2時間以上(同上)の割合	20.3%	37.4%	

2 気づき・つなげるための視点の共有、連携方策

- ・支援制度利用世帯の子ども ⇒ 市内に約13,000人(約13人に1人)
(支援制度につなげていない、潜在的な貧困対策の支援対象者もいることが推測される。)
- ・経済的困窮だけでなく、健全な育成環境が保障されていない、家庭環境による生活習慣の乱れにより、学習習慣が定着していない子どもたちも、当計画の支援対象

⇒ 支援対象者に「気づき」、「つなぎ」、「連携して支援」するための共通の視座を持つことが必要

- ①【気づくために】 子どもと関わりのある様々な関係者が、意識と知識を持つこと
- ②【つなげるために】 広範な支援制度につなげていくための制度知識の普及やコーディネーターの設置
- ③【連携方策】 教育・福祉・地域等様々な支援制度が連携して支援する仕組み

1. 家庭学習を推進するための教育・福祉の連携方策

学校から家庭への働きかけ・支援

○家庭学習を推進するための普及啓発(教育委員会)

成長段階に応じて家庭学習の時間の目安を示すなど、家庭学習に関するリーフレットを全家庭に配布

小学校低学年：10分～20分 中学年：30分～40分 高学年：60分程度
中学校：1, 2年：90分～120分 3年：120分以上

○PTAや保護者会などでの家庭学習に関する啓発(教育委員会)

保護者と教員の懇談の場において、宿題の出し方や子どもへの声掛けの方法や意見交換を実施

○個々の能力に応じた学習支援の検討(教育委員会)

ICTを活用して習熟度に応じた宿題を出す等、家庭での学習意欲を向上させる方策を検討

放課後の働きかけ・支援

○子どもルーム等での学習支援(こども未来局、教育委員会)

「子どもルーム」、「放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業」等の放課後事業において、宿題をする時間の設定や声掛けを実施

特に支援が必要な家庭への働きかけ・支援

○生活保護世帯等への学習支援(保健福祉局)

生活保護世帯等の子どもを対象に、高校進学に必要な基礎学力向上のための学習支援を実施

○児童相談所への学習教材の提供(教育委員会、こども未来局)

一時的保護児童が児童相談所でも学習が継続できるよう、学校で使用する学習教材を提供

○子どもナビゲーター(こども未来局)

子どもの状況に応じて寄り添い、家庭訪問等で直接支援し、最適な支援につなげていく専門職を配置

2. 気づき・つなげるための視点の共有、連携方策

子どもナビゲーターの新設

今年度中に、モデル事業として実施予定。実施後、効果検証を踏まえ、拡充展開を検討

- ・学校等で「気づいた」支援対象児童を子どもナビゲーターに「つなげ」、「連携」して支援
- ・モデル事業実施地区の小中学校を中心に、連携体制の構築、学校における子どもの貧困の視点の向上

教育(学校プラットフォーム)

【連携イメージ】

福祉(生活の支援)

学校

子どもナビゲーター事業の実施を検討している地区の小中学校を中心に、モデル的に連携体制を構築

- ・子どもの貧困についての理解促進
- ・支援対象者の考え方の共有、気づく視点の向上
- ・支援対象者を子どもナビゲーターへつなぎ、連携して支援

・スクールソーシャルワーカー

H28: 4人⇒H29: 6人(各区1名)

【子どもの貧困対策として重視する支援】

- ・基本的な生活習慣の確立
- ・福祉との連携強化

- ・スクールカウンセラー
- ・生徒指導主事

自立相談支援事業(保健福祉センター内)

【生活自立・仕事相談センター】

H25: 稲毛区
中央区
H29: 若葉区

生活困窮者が困窮状況から早期に脱却することを目的として、経験豊富な相談員が一人一人の悩みに応じ、寄り添いながら生活の立て直しを支援

(新)子どもナビゲーター

H29: モデル実施(1名)

【対象】家庭環境の乱れや保護者の不在等、家庭環境の課題から、自己肯定感に欠け、生活習慣が確立されていない児童とその家庭

【支援】対象に寄り添い、家庭訪問等で直接支援(ケースワーカーの役割)とともに、関係機関と連携し、制度利用につなげる(コーディネーターの役割)

(支援経験の豊富な教員・心理士・社会福祉士等を想定)

各区保健福祉センター

(生活保護、児童福祉、障害福祉、母子保健等)

地域の支援者、関係機関、関連支援制度等
(主任児童委員、青少年育成委員、NPO等)

支援対象者
(子ども・保護者)

貧困を未然に防止するための取組について

将来、社会的・経済的に自立をする力を育むためには、単に経済的支援や学習機会を提供するだけでは不十分。

⇒ 貧困を未然に防止するという観点からも、いわゆる「非認知能力」(*)を、成長段階に応じて高めることに着目した取組みが有効と思われる。

*「非認知能力」(=IQのような「認知能力」ではないもの。)として扱われることが多いもの
自尊心、自制心、自律性、内発的動機づけ、共感性、道徳性、あるいは社会性と総称されるようなもの
※「非認知的(社会情緒的)能力の発達と科学的検討手法についての研究に関する報告書」
(平成27年度～28年度 国立教育政策研究所 プロジェクト研究)より

「非認知能力」を高めるための方向性

就学前

～質の高い幼児教育・保育の提供

幼児期の教育は、「生きる力の基礎」を育むことをその本来的な目的としており、日々の教育・保育を通じて、いわゆる「非認知能力」が育まれていくため、質の向上の検討が求められる。

<幼稚園教育要領・保育所保育指針等における「育みたい資質・能力」>

①知識及び技能の基礎 / ②思考力・判断力・表現力 / ③学びに向かう力・人間性

義務教育段階

～将来の夢や目標を持つきっかけの提供

「非認知能力」のうちのひとつ、「自己肯定感」を高める取組みが求められる。

<対応の方向性>

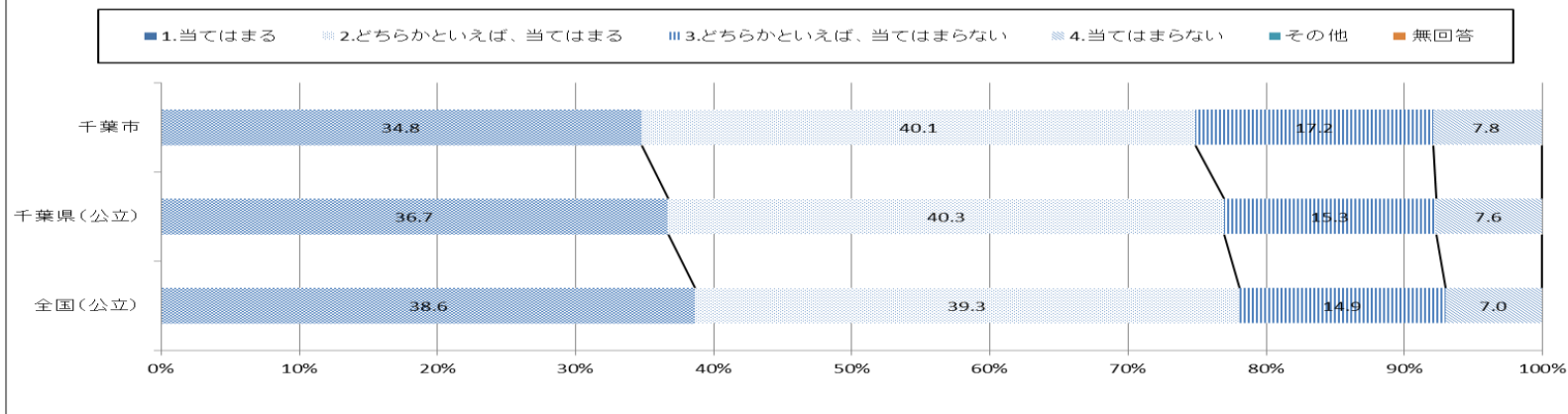
- ・少人数指導の推進や教員等の配置の工夫による、個々の状況にも対応しうる環境の整備
- ・キャリア教育の充実や放課後等、教育課程内外を通じた多様な体験機会の提供

《参考》 全国学力・学習状況調査の結果(1)

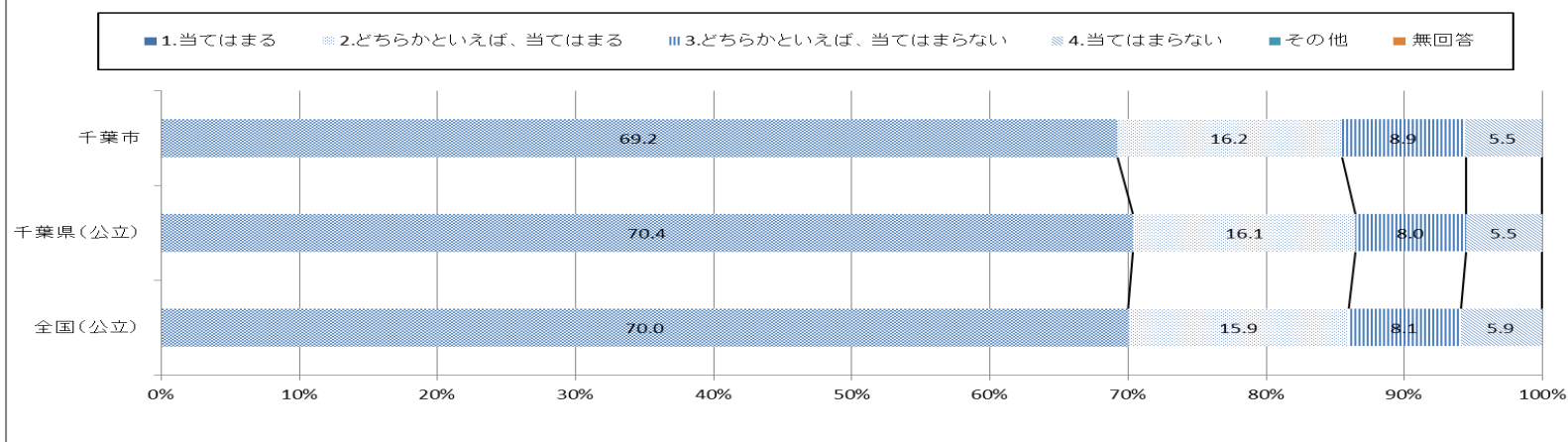
■ 平成29年度全国学力・学習状況調査では、「自分には、よいところがあると思いますか」や「将来の夢や目標を持っていますか」の項目の肯定的に回答する割合が低いこと等、千葉市の児童生徒の「自己肯定感」の向上に課題がある。

【小学校調査】

【自分には、よいところがあると思いますか】



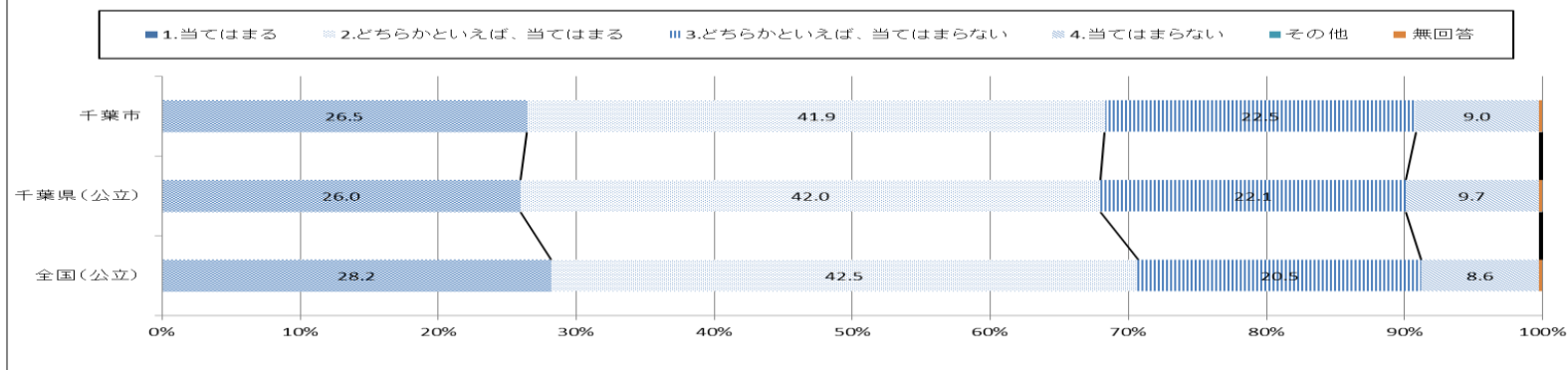
【将来の夢や目標を持っていますか】



《参考》 全国学力・学習状況調査の結果(2)

【中学校調査】

【自分には、よいところがあると思いますか】



【将来の夢や目標を持っていますか】

